

平成22年3月17日

滝沢村長 柳村典秀 殿

滝沢村補助金等審議会

会長 齋藤俊明

平成21年度実施補助金公募制度の審査について（最終答申）

本審議会は、平成21年6月15日付けで滝沢村長から諮問がありました「平成21年度実施補助金公募制度の審査について」のうち政策報告補助金に関し審査を行いましたので、別紙のとおり答申いたします。

平成 21 年度実施補助金公募制度の審査について

はじめに

本審議会は、平成 21 年 6 月 15 日付けで滝沢村長から諮問があった「平成 21 年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、個別申請補助金について審査し、平成 21 年 12 月 17 日に中間答申を行った。その後、平成 21 年 12 月に村から報告された政策報告補助金について審査を行った。

今回の答申においては、政策報告補助金の審査結果に加えて、公募補助金制度の改善事項として本審議会の意見を付し、最終答申とするものである。

以下では、政策報告補助金として報告された事業について、全体としての総括的な講評を行い、次に個別の報告事業についての審査結果を答申する。続いて、最終答申という観点から、今回の実施結果を踏まえ、改善が必要と思われる事項を審議会の意見として答申する。

1 政策報告補助金について（総括）

平成 21 年度の滝沢村公募補助金制度は、平成 21 年 12 月 7 日に、政策報告補助金についての報告が締め切られ、村から 49 件の報告があった。その報告内容についての審査が本審議会に委ねられたものである。審査に当たっては、報告された事業の報告書に基づき、あらかじめ委員が個別に審査を行った後、平成 22 年 2 月 15 日、22 日の 2 回審議会を開き審査した。

審査を行った際に見受けられた事項で、今後改善を要する事項は次のとおりである。

(1) 報告書類の記載内容

報告書類の記載において、補助金の積算が不明確な事業が多く見受けられた。また、事業内容や実績が具体的に記載されていない事業もあった。公平且つ適切な審査のため、実際に行われている事業内容について、詳細な記述が求められる。

(2) 継続事業について

平成 18 年度の補助金公募制度を開始時に報告された事業で、継続して実施する事業は再報告が必要となるが、今回報告された 49 件のうち、34 件は再報告であった。それらの事業については、過去 3 年間の実績評価はなされていたが、一部事業において担当課による成果の検証が不十分なものがあつた。中には効果を把握するために掲げた指標について事業実施後の確認がされていない事業も認められた。また、指標自体、事業の目的に結びつく、評価材料となる指標かどうか見直しが必要と思われる事業もいくつか見られた。政策報告補助金は、村の政策として実施されるものであることから、村の責任において効果を検証し、絶えず見直しを図るべきである。

(3) 国・県の補助制度を伴う補助金について

村が国・県の補助制度を活用して実施する事業については、これまで審議会の審査対象としてきたが、当該補助事業は村が事前に政策判断し、導入を決定したものであ

るので、審議会は事業実施の是非まで言及しないこととした。このため国県補助事業導入に係る村のルール負担事業については、事業内容や目的を一覧にし、略式審査とした。

ただし、国県補助の村のルール負担を超える補助事業(つぎたし補助)にあつては、村の裁量が伴うものであり、これまでどおり審議会の個別審査とした。

2 政策報告補助金の審査結果について

政策報告補助金の審査方法としては、別紙 1 の審査シートに、本審議会委員が個々に評価を行い、会議において合議を行って調整を図った。申請事業の評価点数については、委員評価の平均である。

本審議会は、報告事業と評価点数との関係については、次のような意見である。

政策報告補助金は、村政策判断に伴い実施されていることから、本審議会においては採択としたうえで、報告事業の公益性、村総合計画との関連性、事業の目的及び内容とその効果について審査を行った結果、本審議会としては、50 点以上の報告事業については、補助事業としての公益性、効果等が認められる事業であると結論付けるものである。

50 点未満の報告事業については、政策的判断で実施されるものであるが、補助事業による効果が限られた分野又は特定の者に偏る傾向があるので、補助事業の継続実施にあたっては留意されたい。なお、略式審査とした村独自の上乗せのない国・県の補助制度に伴う補助事業についても、同様の取り扱いとするものである。

各政策報告補助金の審査内容については、別紙 2 の一覧による。

3 滝沢村の補助金公募制度の在り方について

平成 21 年度は、平成 18 年度の補助金公募制度の本格導入から 3 年が経過し、当初に申請又は報告した補助金の多くで再申請等が行われた節目の年度である。再申請等に際し、事業の成果を明らかにするための様式を新たに追加し、事業の評価結果を踏まえ審査に臨んだところである。

しかし、政策報告補助金の総括でも触れたが、再申請等にあたり事業効果の評価の精度が不十分な事業が散見された。また、前回答申を踏まえた改善も十分ではない。限られた財源の中で実施する以上、担当課が主体となって、事業の成果を評価するとともに住民ニーズ等の変動を捉え、常に事業の見直しに向けた意識を持つ必要がある。

また、総合計画の理念のもと、多様な担い手による地域づくりを推進する一つの方策として導入された本制度であるが、期待されたほど新規事業の提案がなされていない。村民が補助金をより身近に感じるよう、既存事業の紹介等、情報発信を強化するほか、新たな担い手として大学生への働きかけを行う等、本制度を活用した地域づくりの発展に向けた取り組みが期待される。

最後に、本審議会に事後審査となるものが、数件見受けられた。これらは全て村の補正予算に係るものであり、案件送付による郵送審査等、工夫が必要と思われる。